

医 第 6 2 1 号
平成 2 7 年 8 月 2 8 日

島根県診療放射線技師会
会長 森脇 郁生 様

島根県健康福祉部医療政策課長



マイナンバー制度における「特定個人情報の適正な取り扱いに関する
ガイドライン（事業者編）」について（通知）

マイナンバー制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）」に基づき、平成 2 7 年 1 0 月以降、全国民に個人番号が付番されることとなります。

これを受けて、民間団体等においても、源泉徴収事務や社会保険等の手続において個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱うこととなります。

このたび、特定個人情報保護委員会において「特定個人情報の適正な取り扱いを定めるガイドライン（事業者編）」が定められ、個人番号及び特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための具体的な指針が示されました。

貴団体におかれましては、上記趣旨をご理解いただき、会員の皆様に対し、ガイドラインを周知いただきますようお願いいたします。

なお、ガイドラインや関係資料につきましては、次の島根県ホームページに掲載していますのでご参照ください。

〔島根県のホームページ〕

源泉徴収や社会保障の手続に関する国のホームページ等を紹介しています。
<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/munber-kigyau/>